



生活困窮者自立支援事業



多久市生活自立支援センターだより

すてっぴ

第44号（2020年8月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った世帯は、国民健康保険税を減免できる可能性があります。

国民健康保険税の減免申請対象となる世帯

1 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税義務者の年間収入が30%以上減少(※)することが見込まれる世帯

◎一部を減額

- ※具体的な要件(納税義務者がすべての要件を満たすとき)
 - (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みであること
 - (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- 注:申請にあたっては、収入を証する書類等が必要となります。

2 新型コロナウイルス感染症により、納税義務者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

◎全額免除

引用文献:多久市役所ホームページ

その他、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する等し、介護保険料、年金保険料、税金等の納付が困難になった場合、各関係機関に減免や納付猶予申請についてお尋ねされることをお勧めしております。わからないことがあれば、センターまでご連絡ください。



詳細については、当センターへお問い合わせください。また、センター相談員が自宅訪問もしておりますので、お気軽にご相談ください

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）
【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590
【相談時間】8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始
北島（主任相談支援員）・安藤（家計相談支援員）

文責：北島（主任相談支援員）